

## 意見書案第 1 号

### 学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書

平成 27 年より子ども・子育て支援新制度が本格施行され、児童福祉法により従うべき基準として、放課後児童クラブには放課後児童支援員の複数配置が定められ、その内容が厚生労働省令で示されている。また、学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者である放課後児童支援員の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、規制緩和を求める提案が国に提出されている。

仮に、現在より低い配置基準になった場合、子供の安全を守ることができず、遊びや活動の制限をせざるを得ない等、学童保育での生活が保障できなくなるおそれがあり、学童保育指導員の質の確保と処遇の改善を講じる必要がある。

よって逗子市議会は国に対し、学童保育指導員の資格と配置基準を堅持するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

逗 子 市 議 会